



県章

群馬県報

平成20年
4月4日(金)
第8574号

目次

ページ

告 示

○特定有害物によって汚染されている区域の指定(環境保全課)	2
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)	2
○道路の区域変更(道路企画管理課)	3
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課)	3
○同	4
○同	4
○同	4
○同	5
○都市計画事業の事業計画の変更認可(同)	5
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	6
○同	6
○同	6
○同	7
○同	7
○同	7
○同	8
○同	8
○同	8
○同	9
○同	9
○同	9

公 告

○土地改良区清算人の退任の届出(農村整備課)	10
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(同)	11
○土地改良事業の完了(同)	11
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課)	11
○都市計画道路の変更に係る縦覧(同)	11
○都市計画公園の変更に係る縦覧(同)	12
○都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧(同)	12
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	12
○都市計画事業の変更認可(同)	13

監査委員公告

○監査結果に基づく措置状況	13
---------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第166号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成20年4月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 館林市近藤町字障子178番186の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ほう素及びその化合物

◎群馬県告示第167号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、同法第3条第1項第1号及び第2項に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年4月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域 前橋市、富士見村、渋川市、高崎市、藤岡市、吉井町、富岡市、甘楽町、みなかみ町、昭和村、太田市、館林市、千代田町、邑楽町、桐生市及びみどり市の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林
 - (2) 期間 平成20年4月24日から同年5月27日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒して破碎し、若しくは当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫、その付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 4 命令しようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他
 - (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。